

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 埋蔵文化財の調査、研究及び文化財保護の普及啓発を図り、もって地域文化に寄与するための、公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター（以下「センター」という。）の事業に要する経費に対する、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金の交付については、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、埋蔵文化財の調査、研究及び文化財保護の普及啓発に係る運営経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) センター職員（常勤職員に限る。）の人件費
- (2) センターの運営費
- (3) センター調達備品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第3条 前条に規定する経費の補助額は、センターの公益法人としての性格を勘案して、センターの当該年度支出合計額から次に掲げる収入の合計額を控除した額とし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 基本財産運用収入
- (2) 事業収入
- (3) 繰入金
- (4) 雑収入
- (5) 前期繰越収支差額

(交付の申請)

第4条 センターは、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、毎年度4月15日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）によりセンターに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(事業の遂行)

第6条 センターは、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 第5条の規定による補助金の交付の決定を受けたセンターが、運営事業計画の変更をしようするときは、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業計画変更承認申請書(様式第5号。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業計画変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(終了報告)

第8条 第5条の規定による補助金の交付の決定を受けたセンターは、運営事業の完了後、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助事業終了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金確定通知書（様式第8号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けたセンターは、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、センターに対し補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第11条 市長は、センターに対し、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとするときは、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金概算交付請求書（様式第10号）に第5条の交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由を付して市長に請求しなければならない。

（交付取消し等）

第12条 センターが次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金等の交付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。

(3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の経理状況が不適切と認められるとき。

(5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

2 前項の規定により取消し、又は変更する場合は、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によりセンターに通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第11条の規定により交付した補助金の額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、センターに対して、その差額を返還させることができる。

（延滞金）

第14条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、センターに対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(補助金の経理)

第15条 センターは、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業年度完了の属する年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。ただし、57年度分については、第4条、第6条の規定にかかわらず申請時期は、7月15日とし、交付時期の上半期分は7月末日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付申請書

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

様式第2号（第4条、第8条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の概要	
2 事業実施時期	
3 事業実施場所	

様式第3号（第4条、第8条関係）

収 支 予 算 書
 (収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

様式第4号（第5条関係）

長岡京市指令教第 号
年 月 日

公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター 様

長岡京市長 印

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助見込額 金 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業完了後当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日までに事業終了報告書を提出してください。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

年度 長岡京市埋蔵文化財調査研究事業計画変更承認申請書

長岡京市長 様

団体名

住 所

職・氏名

印

年 月 日付長岡京市指令教第 号で交付決定通知を受けた長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金について次のとおり変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事業計画概要

2 変更後の補助申請額 金 円

3 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

様式第6号(第7条関係)

長岡京市指令教第 号
年 月 日

公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター 様

長岡京市長 印

年度 長岡京市埋蔵文化財調査研究事業計画変更承認通知書

年 月 日付をもって変更承認申請のあった標記事業に対し、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱に基づき、変更を承認するので通知する。

記

補助見込額 金 円

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助事業終了報告書

年 月 日付長岡京市指令教第 号で補助金交付決定通知を受けた標記の事業を終了したので、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 終了年月日 年 月 日

2 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

様式第 8 号（第 9 条関係）

長岡京市指令教第 号
年 月 日

公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター 様

長岡京市長 印

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令教第 号で交付決定をした埋蔵文化財調査研究補助金について、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額

金

円

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 (a) 円

2 請求額等

(1) 今回の請求額 (b) 円 (第 回目)

(2) 概算交付済額

交 付 回 数	概算交付済額 (c)	支 払 日	未交付額 (a - (b+c))
第1回目			
第2回目			
第3回目			
第4回目			
第5回目			
第6回目			
第7回目			
第8回目			
第9回目			
第10回目			
第11回目			
第12回目			

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 概算交付の理由書

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

長岡京市指令教第 号
年 月 日

公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター 様

長岡京市長 印

長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で決定した、標記の補助金について、長岡京市埋蔵文化財調査研究事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり交付決定を取消したので通知する。

記

1 取り消す補助額 金 円